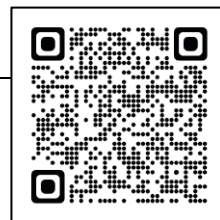


米原市空家バンク登録奨励金

空家の利活用に向けた米原市空家バンクへの空家の登録を促進することを目的として、予算の範囲内で奨励金を交付します。

実施期間	令和6年度から令和8年度(予定)まで
交付要件	<ul style="list-style-type: none">○奨励金の申請から2年以上継続して空家バンクに登録する意思があり、空家バンク事業に積極的に協力する意思があること。○空家バンクへの登録が令和6年度以降で、奨励金の申請が登録から6か月以内であること。 →この要件を満たしていない場合でも、登録物件に係る家財処分等(※)または相続登記を行う場合は、交付対象となります。 (※)空家内の居住用に供されていた家財道具等の処分および清掃で、事業者の請負により実施されるもの○登録物件が、過去にこの奨励金または米原市空家家財処分等補助金の交付を受けていないこと。
交付対象者	<ul style="list-style-type: none">○空家バンクに登録した空家の所有者等であること。○市税等の滞納がないこと。○暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
奨励金額	5万円
申込方法	<p>奨励金交付申請書に必要事項を記載の上、下記まで申請してください。</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none">○空家バンク登録物件証明書○誓約書兼同意書明書 <p>※空家バンクへの登録が令和5年度以前または奨励金の申請が登録から6か月を超えている場合は、以下の書類も併せて添付</p> <ul style="list-style-type: none">○家財処分等または相続登記にかかる経費の明細が分かる書類および領収書の写し○家財処分等を行う前後の写真または相続登記したことがわかる登記事項証明書の写し



米原市公式ウェブサイト

米原市空家バンク

(まいばら空き家対策研究会)

〒521-0242

滋賀県米原市長岡 1269

TEL/FAX : 0749-56-1034

公式サイト 恋する空き家プロジェクト
(<http://koisuru-akiya.com/>)



恋する空き家



【奨励金のお問い合わせ・申請先】

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市役所 まち整備部 シティセールス課

TEL:0749-53-5140 / FAX:0749-53-5139

E-mail:visit@city.maibara.lg.jp